

プラスチック管の水圧試験に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

プラスチック管の水圧試験に関する事項

改正理由

IACS において、プラスチック管に要求される水圧試験に関し、船級協会の認める国内又は国際基準の規定に基づいて実施できるよう統一規則の見直しが行われ、2008 年 12 月に統一規則 P4(Rev.4)として採択された。

今般、IACS 統一規則との整合を図るべく、関連規則を改めた。

改正内容

プラスチック管の製造工場等における試験に関する規定を改めた。